

佐賀県 Startup Launch 事業化補助金交付要綱

令和3年4月1日制定

(趣旨)

第1条 知事は、革新的な技術やビジネスで今までになかった新たな市場を創出し、短期間で飛躍的な成長を遂げる可能性がある県内の有望スタートアップに対し、事業化にむけた第一歩となる、プロトタイプ開発や実証事業の実施などを支援し、ベンチャーキャピタルなどからの資金調達が可能な事業への成長を後押しするため、予算の範囲内において、補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この補助金の補助対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 佐賀県内に登記簿上の本店及び主たる事業所を有する法人、又は佐賀県内に住民票上の住所地及び主たる事務所を有する個人であること。
- (2) 概ね過去2年の間に、佐賀県実施の各種スタートアップ育成事業(Startup Gateway SAGA、Startup Boost SAGA、Startup Connect SAGA、Startup Promote SAGA、Startup Assign SAGA、エビチャレ Special)において採択された者、又は「さがラボ・チャレンジカップ」において受賞(最優秀賞、優秀賞)の実績がある者。
- (3) 補助金の交付を受けた後、3年以上継続して佐賀県内に登記簿上の本店及び主たる事業所を設置し、事業を続ける意向がある者。
- (4) 過去に「佐賀県 Startup Launch 事業化補助金」又は「佐賀県やわらか Biz 創出事業」による補助金の交付を受けた者でないこと。

2 前項に規定する補助対象者の中で、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除く。

- (1) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者、及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していること。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(2) その他知事が不相当と認める者。

(補助対象事業)

第3条 補助金を交付する対象事業は、前条第1項第2号に規定する採択・受賞の実績を有する事業とし、次の各号に該当する事業とする。

- (1) 補助期間終了後もビジネスベースでの展開を前提とすること。
- (2) ベンチャーキャピタルなどからの資金調達に馴染む事業計画であること。
- (3) 補助事業の実施期間中、県の職員及び県が推薦・斡旋等する起業支援の専門家などによる指導・助言を受け入れて、継続的なブラッシュアップを試みる意思を有する事業であること。

(交付の対象経費、補助率(補助金額))

第4条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率(補助金額)は、別表のとおりとする。ただし、交付決定前に発生した経費は対象外とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める期日までとし、その提出部数は1部とする。
- 3 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到着してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 4 補助対象者が第1項の補助金を申請しようとするときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成6年法律第109号)及び地方消費税法等の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)の規定により仕入に係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条第1項の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認められるときは、補助金の交付決定を行い、規則第6条により、申請者に通知する。

- 2 知事は、前項による交付の決定に当たっては、前条第4項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、前条第4項のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、知事の承認を受けること。ただし、次に掲げるいずれかに該当するものについては、この限りではない。

ア 補助事業に要する経費の配分のうち、各経費区分間の30パーセント以内の金額の変更又は交付決定額の30パーセント以内の補助金の額の減額

イ 事業の趣旨そのものに影響を及ぼさない範囲での事業内容の変更であると、知事が認めたもの

(3) 補助事業を行うために締結する契約については、佐賀県ローカル発注促進要領(平成24年10月9日付)のとおり県内企業と契約するように努めること。

(4) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けること。

(5) 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事に報告してその指示を受けること。2 前項第2号の規定により、知事に補助事業の変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

3 第1項第4号の規定により、知事に補助事業の中止又は廃止の承認を受ける場合の承認申請書は、様式第3号のとおりとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内に交付申請取下届出書(様式第4号)を知事に提出し、補助金の交付申請を取り下げることができる。

(状況報告及び調査)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は職員を立ち入らせ、帳簿その他の物件を検査させ、若しくは関係者へ質問させることができる。

2 補助事業者は、知事から前項の規定に基づく報告又は調査の要求があったときは、事業遂行状況を提出し、又は調査に協力しなければならない。

3 前項に規定する事業遂行状況報告書は、様式第5号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、様式第6号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、当該年度の補助事業完了後(補助事業廃止の承認を

受けたときを含む。) 15 日以内又は補助金の交付決定があった年度の 3 月 3 日のいずれか早い日とし、その提出部数は 1 部とする。

3 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

4 第 5 条第 3 項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第 10 条第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、その金額を消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第 8 号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 11 条 知事は、前条第 1 項の規定により補助金実績報告書の提出があったときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(変更承認をした場合には、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(補助金の交付)

第 12 条 この補助金は、知事が必要と認めたときは、概算払で交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、規則第 15 条の規定により、概算払請求書(様式第 7-1 号)又は精算払請求書(様式 7-2 号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第 13 条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第 14 条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は財産の効用の増加した機械等(以下「取得財産等」という。)を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 規則第 22 条ただし書きの規定により、取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省省令第 15 号別表 1)の規定によるものとする。

3 補助事業者は、前項に定める期間を経過する以前に取得財産等を処分しようとするときは、規則第 22 条の規定により、様式第 9 号の財産処分承認申請書を知事に提出し、そ

の承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が10万円未満のものはこの限りでない。

- 4 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことによる収入があったときは、その全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 知事は、補助事業者が第2条第2項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。
- 3 知事は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、その返還をさせることができる。

附 則

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。

別表（補助対象経費及び補助率（補助限度額））

| 対象経費 | 内 容 | 補助率（補助限度額） |
|---------|--|----------------------------|
| 事業費 | 謝金、旅費、受講料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、産業財産権等取得費、通訳料・翻訳料、借損料、調査費、連携構築費、補助事業の遂行に係る人件費又はそれに相当する経費 | 補助対象経費の10分の10以内 (500万円) |
| 試作・開発等費 | 原材料費、機械装置等費、試作・試行・実験費、技術導入費 | |
| 販路開拓費 | 展示会等出展費、借損料、広告宣伝費 | |
| 委託費 | 外部の機関等に補助事業の一部を委託する経費 | |
| その他経費 | 上記の他、知事が特に必要と認める経費 | |

※補助金交付額は、補助金の合計額の千円未満を切り捨てた額とする。